

# 救命設備の標示及び火災制御図に用いる記号に関する事項

## 改正規則等

鋼船規則検査要領 R 編  
安全設備規則  
安全設備規則検査要領

## 改正事項

救命設備の標示及び火災制御図に用いる記号に関する事項

## 改正理由

2012 年に発生した旅客船コスタ・コンコルディアの事故を契機に、脱出経路・救命設備の更なる統一的で効果的な標示の必要性が 2014 年 11 月に開催された IMO 第 94 回海上安全委員会 (MSC94) において提唱され、第 2 回船舶設備小委員会 (SSE2 / 2015 年 3 月開催) から第 4 回船舶設備小委員会 (SSE4 / 2017 年 3 月開催) にかけて審議が行われた。

船舶設備小委員会の審議では、世界的に認知された記号を統一的に用いることの利点を確認され、ISO との協力の下、脱出経路・救命設備の記号を盛り込んだ新しい決議を作成することが合意された。また、本決議には SOLAS 条約第 II-2 章第 15 規則で要求される火災制御図に用いる記号についても盛り込み、従来から用いられていた総会決議 A.952(23)と組み合わせて用いることが合意された。審議の結果、2017 年 11 月から 12 月に開催された IMO 第 30 回通常総会 (A30) において、脱出経路の標識および設備の位置の標示に関する総会決議が A.1116(30)として採択された。

このため、総会決議 A.1116(30)に基づき、関連規定を改めた。

## 改正内容

- (1) 救命設備の標示について、総会決議 A.1116(30)を参考とするよう規定を改めた。
- (2) 火災制御図に用いる記号について、総会決議 A.952(23)及び A.1116(30)を標準とするよう規定を改めた。

## 改正条項

安全設備規則 3 編 3.3.1  
鋼船規則検査要領 R 編 R15.2.2  
安全設備規則検査要領 3 編 2.3.1, 2.3.2